

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのサービス提供の開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所名	喬木村地域包括支援センター
所在地	〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村6664番地
連絡先	電話 0265-33-1120 FAX 0265-33-3679
介護保険事業所番号	2002500094
代表者	喬木村長 市瀬 直史
職員体制	管理者 1名・保健師 1名・主任介護支援専門員 1名 社会福祉士 1名・事務員 3名
営業日	月曜日から金曜日まで (土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者に対して、介護予防サービス・支援計画書の作成を支援し、必要なサービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整、その他の便宜を図りながら、適切な介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

3 サービスの内容等に関する事項

サービス計画の決定	事業者は、担当職員を指定し利用者の希望に沿った計画の作成を支援します。計画には、利用するサービスの目標・その達成時期を盛り込み、内容については、利用者の同意を得た上で決定します。
経過観察・及び再評価	利用者及び家族と連絡をとり経過の把握に努め、サービス提供事業所との連絡調整を図ります。必要に応じて再評価を行い、計画の変更、要介護認定申請や区分変更申請など必要な対応をします。
利用料	基本的に利用者負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。
個人情報の使用に関する事項	1. 使用目的 (1) サービスの提供を受けるにあたって、利用者及びその家族、担当職員、サービス提供事業者等との間で必要に応じて開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態・家族の状況を把握するために必要な場合に使用します。 (2) 上記(1)の他、居宅介護支援事業所又は、サービス提供事業所との連絡調整のために必要な場合に使用します。 (3) 利用者が、病院へ通院・入退院、あるいは救急搬送された場合等で医療機関や関係機関と連携する必要がある場合に使用します。 2. 使用する個人情報 (1) 介護保険認定情報等（認定結果・認定調査票・主治医意見書・認定調査会意見） (2) チェックリスト結果 (3) 基本情報シート・アセスメント (4) 経過記録 (5) サービス利用計画書及び評価 3. 個人情報を提供する事業所等 (1) 計画に掲載されているサービス事業所 (2) 病院又は診療所等（体調不良・ケガ・救急搬送等で診療することとなった場合等） (3) 専門職等（アセスメントや計画に対し専門的意見を聴取する場合） (4) 利用者が要介護と認定され、担当を引き継ぐ居宅介護支援事業所等 4. 使用する期間 サービス提供終了までの期間及び緊急時等 5. 使用する条件 (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。 (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記

	録します。	
苦情・相談対応 窓口の名称、連絡先及び対応時間	名 称	喬木村地域包括支援センター
	所 在 地	長野県下伊那郡喬木村 6 6 6 4 番地
	電話番号	0 2 6 5 - 3 3 - 1 1 2 0
	FAX 番号	0 2 6 5 - 3 3 - 3 6 7 9
	対応時間	月曜日～金曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
損害賠償責任	事業者は、業務遂行上事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害賠償責任を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。	
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密の保持	担当職員は、業務上知り得た利用者やその家族に関する秘密を正当な利用なく第三者に漏らしません。ただし、サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合には、事前に同意を得た上で個人情報を使用します。	
サービス提供の終了について	サービスの提供が終了する場合	(1) 利用者が要介護又は自立と認定された場合 (2) 利用者がグループホーム等に入所した場合 (3) 利用者が他の市町村に転出した場合 (4) 利用者が死亡した場合
	利用者による解約の場合	事業者に対して文書で通知することにより、いつでもサービス提供の利用を解除することができます。
	事業者による解除の場合	事業者は、利用者又は家族等が担当職員等に対して、著しい背信行為を行った場合、文書で通知することにより、サービス提供を解除することがあります。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

上記内容について、利用者に説明しました。

事業者・説明者 喬木村地域包括支援センター 印

上記内容について、事業者から説明を受けました。

利用者氏名 印

代理人氏名 印